

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		①虎姫まちづくりセンター ②虎姫運動広場運動場 ③虎姫運動広場体育館 ④虎姫運動広場テニスコート
施設所管課		市民協働部市民活躍課、スポーツ振興課
施設概要		①虎姫まちづくりセンター 所 在 地：滋賀県長浜市田町 108 番地 構造・面積：鉄筋コンクリート造・鉄骨造 3 階建て 延床面積 1,203.76 m² 開設年度：令和元年 施設内容：多目的ホール、大会議室、小会議室 1、小会議室 2、中会議室 1、中会議室 2、和室、工作室、芸能室、調理室 ②虎姫運動広場運動場 所 在 地：滋賀県長浜市宮部町 3378 番地 1 敷地面積：8,631.00 m²（テニスコートを含む） 開設年度：平成 2 年 設備・機能：運動場・夜間照明・器具庫・屋外トイレ・駐車場（体育館・テニスコートと共有） ③虎姫運動広場体育館 所 在 地：滋賀県長浜市五村 360 番地 1 延床面積：1,128.25 m² 開設年度：平成 2 年 設備・機能：アリーナ・駐車場（運動場・テニスコートと共有） ④虎姫運動広場テニスコート 所 在 地：滋賀県長浜市宮部町 3378 番地 1 開設年度：昭和 59 年 敷地面積：8,631.00 m²の一部 設備・機能：クレーコート 3 面・夜間照明・駐車場（運動場・体育館と共有）
募集概要	募集方法	非公募
	募集要項配付期間	令和 4 年 7 月 1 2 日～令和 4 年 8 月 1 5 日
	申請書類受付期間	令和 4 年 8 月 8 日～令和 4 年 8 月 1 5 日
	指定期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（5 年間）
	指定管理業務内容	① 長浜市市民まちづくりセンター条例第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・市民主体の住みよく特色あるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進に関すること。 ・市民と行政による協働の取組の推進に関すること。 ・生涯学習事業の推進に関すること。 ・地域課題に対する住民の学習及び活動の支援に関すること。

		・地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくりに関すること。 ・上記のほか、設置の目的を達成するために必要な事業 ② 長浜市民スポーツ施設条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 ・競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供 ・その他市長が必要と認める業務 ③ 管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務 ④ 管理施設の使用許可に関する業務 ⑤ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑥ その他市長が必要と認める業務		
	指定管理料 限度額	令和5年度 21,217,000円 令和6年度 21,217,000円 令和7年度 21,217,000円 令和8年度 21,217,000円 令和9年度 21,217,000円 ※ この額は、消費税率(10%)に基づき積算しています。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとします。		
応募状況		申請者（合計1者）		共同申請の 場合の構成
		所在地		
		申請者	長浜市田町 108番地	虎姫地域づくり協議会
審査の 概要及び 結果	審査方式	長浜市指定管理者制度運用マニュアルに基づき担当課において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査しました。		
	審査経過	募集要項等の配布（令和4年7月12日～令和4年8月15日） 申請書類の受付（令和4年8月8日～令和4年8月15日） 申請者審査（令和4年9月5日～令和4年9月16日） 申請者の申請書の審査を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。		
	審査基準	1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準		

審査結果	指定管理者の候補者	虎姫地域づくり協議会																									
	審査結果及び理由	【審査基準に基づく採点結果】																									
		<table><tr><th rowspan="2">審査基準</th><th rowspan="2">配点</th><th>申請者の点数</th></tr><tr><th>虎姫地域づくり協議会</th></tr><tr><td>審査基準 1</td><td>3 0</td><td>2 2 . 5 0</td></tr><tr><td>審査基準 2</td><td>7 0</td><td>4 9 . 5 0</td></tr><tr><td>審査基準 3</td><td>2 5</td><td>1 7 . 5 0</td></tr><tr><td>審査基準 4</td><td>6 5</td><td>4 6 . 2 5</td></tr><tr><td>審査基準 5</td><td>1 0</td><td>6 . 2 5</td></tr><tr><td>合計</td><td>2 0 0</td><td>1 4 2 . 0 0</td></tr><tr><td>(参考) 1 0 0 点換算割合</td><td>1 0 0</td><td>7 1 . 0 0</td></tr></table>	審査基準	配点	申請者の点数	虎姫地域づくり協議会	審査基準 1	3 0	2 2 . 5 0	審査基準 2	7 0	4 9 . 5 0	審査基準 3	2 5	1 7 . 5 0	審査基準 4	6 5	4 6 . 2 5	審査基準 5	1 0	6 . 2 5	合計	2 0 0	1 4 2 . 0 0	(参考) 1 0 0 点換算割合	1 0 0	7 1 . 0 0
		審査基準			配点	申請者の点数																					
			虎姫地域づくり協議会																								
		審査基準 1	3 0	2 2 . 5 0																							
		審査基準 2	7 0	4 9 . 5 0																							
		審査基準 3	2 5	1 7 . 5 0																							
		審査基準 4	6 5	4 6 . 2 5																							
		審査基準 5	1 0	6 . 2 5																							
合計		2 0 0	1 4 2 . 0 0																								
(参考) 1 0 0 点換算割合	1 0 0	7 1 . 0 0																									
【指定管理料の提示額】																											
<table><tr><th>申請者</th><th>提示額</th></tr><tr><td>虎姫地域づくり協議会</td><td>金 2 1 , 2 1 7 千円／年</td></tr></table>	申請者	提示額	虎姫地域づくり協議会	金 2 1 , 2 1 7 千円／年																							
申請者	提示額																										
虎姫地域づくり協議会	金 2 1 , 2 1 7 千円／年																										
【理由】																											
まちづくり活動の拠点となる虎姫まちづくりセンター及び虎姫地区スポーツ施設については、地域に密着した施設であり、地域課題や地域の実情を熟知し、地域の各種団体と一体的な活動を展開し、地域振興及びまちづくり活動に取り組んでいる虎姫地域づくり協議会による管理運営が最もふさわしいと考えられる。																											
候補者については、当該施設の堅実な管理運営実績があり、提案内容からは、地域との結びつきをもち意欲的に取り組む姿勢が評価できることから指定管理候補者として適当であると判断した。																											
虎姫地域づくり協議会																											
市が選定する指定管理者の候補者	【理由】																										
	長浜市指定管理者制度運用マニュアルに基づく審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条の各号のいずれにも適合し、適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を虎姫まちづくりセンター等の指定管理者の候補者に選定した。																										